

◆減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、
下記の表にあてはまる場合です。ただし、手帳に記載された障がい名が2つ以上の場合は、
各々の障がいの程度について等級（程度）が認定されますので、対象とならない場合もあります。

障がいの区分			障害の程度	
			A.本人運転（身体障がい者等が自ら運転する場合） B家族運転（身体障がい者等のために生計を一にする者が運転する場合） C常時介護者運転（身体障がい者のみで構成される世帯の身体障がい者が運転する場合）（注1）	
身体障害者手帳	視覚障がい		1 級～3 級及び 4 級の 1	
	聴覚障がい		2 級及び 3 級	
	平衡機能障がい		3 級	
	音声機能障がい		3 級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	
	上肢不自由（注2）		1 級、2 級	
	下肢不自由		1 級～6 級までの各級	
	体幹不自由		1 級～3 級までの各級及び 5 級	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障	上肢機能	1 級及び 2 級	
		移動機能	1 級～6 級までの各級	
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう 又は直腸、小腸の機能障がい		1 級及び 3 級	
	肝臓機能障がい		1 級～3 級までの各級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障 がい		1 級～3 級までの各級	
戦傷病者手帳	視覚障がい		特項及び 1 項～4 項までの各項庄	
	聴覚障がい		特項及び 1 項～4 項までの各項庄	
	平衡機能障がい		特項及び 1 項～4 項までの各項庄	
	音声機能障がい		特項、1 項及び 2 項（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	
	上肢不自由（注2）		特項及び 1 項～3 項までの各項症	
	下肢不自由		特項及び 1 項～6 項までの各項症、1 款～3 款までの各項症	
	体幹不自由		特項及び 1 項～6 項までの各項症、1 款～3 款までの各項症	
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう 又は直腸、小腸、肝臓機能障がい		特項 1 項及び 1 項～3 項までの各症項症	
療育手帳		A 1，A 2		
精神障害者保健福祉手帳		1 級		

（注1）専ら当該身体障がい者等のために、通学、通院、通所又は生業のために日常的に（週3 回以上）常時介護する方が運転する自転車する自転車（福祉事務所等の証明が必要になります。）

（注2）上肢不自由 2 級の1 …両上肢の機能の著しい障がい 2 級の2 …両上肢のすべての指を欠くもの